

株式売出目論見書

2025年2月



株式会社京都フィナンシャルグループ

この目論見書により行う株式40,832,337,016円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）及び株式6,124,839,184円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っていません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

株式売出目論見書

売出価格 未 定

株式会社京都フィナンシャルグループ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

目次

頁

【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
第2 【売出要項】	3
1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】	3
2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	4
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	9
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	9
第三部 【参照情報】	9
第1 【参照書類】	9
第2 【参照書類の補完情報】	10
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	13
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	13
第五部 【特別情報】	13
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	14
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	15
株式移転に関する情報	18
2025年3月期第3四半期連結会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）の業績の概要	37
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	45

【表紙】

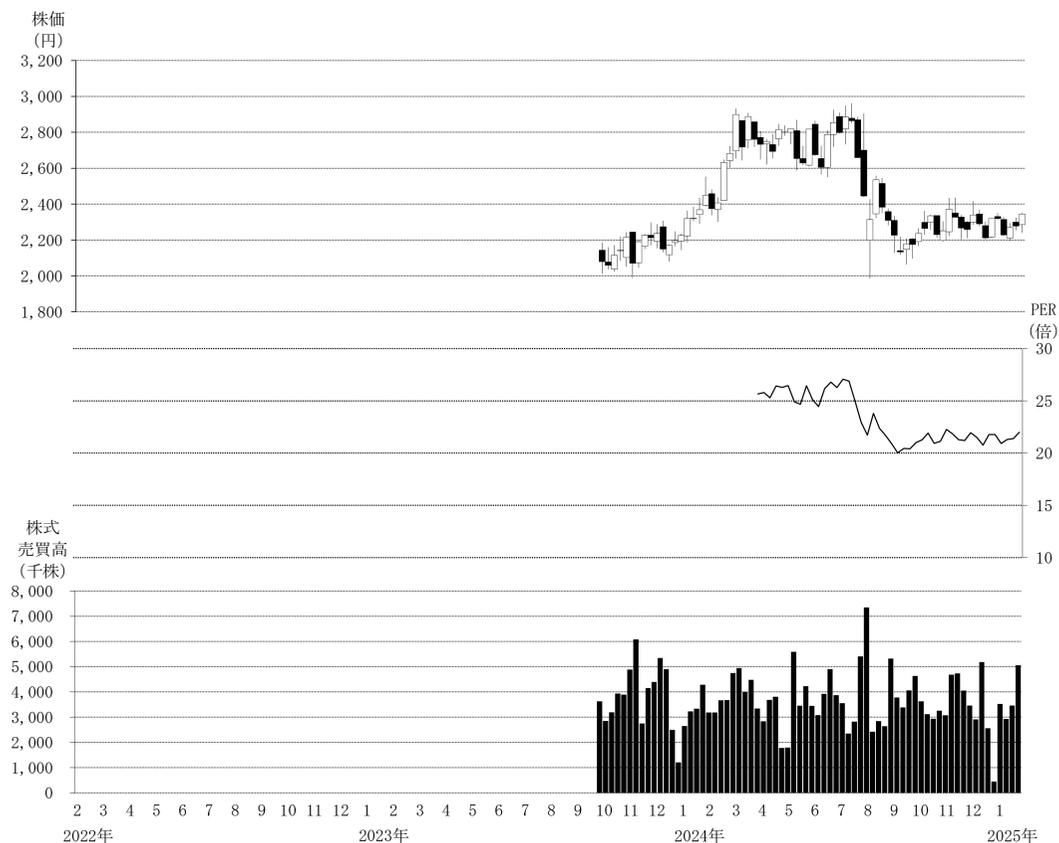
【会社名】	株式会社京都フィナンシャルグループ
【英訳名】	Kyoto Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土井 伸 宏
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
【電話番号】	京都(075)361局2211番
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部経営企画担当部長 大西 秀 樹
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 株式会社京都フィナンシャルグループ
【電話番号】	京都(075)361局2211番
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部経営企画担当部長 大西 秀 樹
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受けによる売出し 40,832,337,016円 オーバーアロットメントによる売出し 6,124,839,184円 し (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2025年1月31日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2023年10月2日から2025年1月31日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、2023年10月2日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高については、該当事項はありません。



(注) 1 当社は2024年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、株価及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2及び4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2024年1月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を4で除した数値を株価としております。
 - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益 (連結)}}$$

・2024年4月1日から2025年1月31日については、2024年3月期有価証券報告書の2024年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

なお、当社は2023年10月2日をもって株式移転により新たに持株会社として設立されたため、2023年3月期の連結財務諸表を作成しておらず、1株当たり当期純利益の数値も存在していないため、2023年10月2日から2024年3月31日については、P E Rを表示しておりません。

4 株式売買高については、2024年1月1日付株式分割の権利落ち前については、当該株式売買高に4を乗じた数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2024年8月7日から2025年1月31日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者） の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割 合（％）
シルチェスター・インターナ ショナル・インベスターズ・ エルエルピー（Silchester International Investors LLP）	2025年1月17日	2025年1月20日	変更報告書	22,987,100	7.63

(注) 上記の大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

2025年2月18日（火）から2025年2月21日（金）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人（以下、「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）を行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	17,958,700株	40,832,337,016	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 東京海上日動火災保険株式会社 8,372,700株
			東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社 4,313,000株
			東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社 2,268,000株
			東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 2,173,600株
			東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 831,400株

- (注) 1 引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 2 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 4 売出価額の総額は、2025年1月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1、2 (売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（0.5円単位として0.5円未満端数切捨て）を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	自 2025年 2月25日(火) 至 2025年 2月26日(水) (注) 3	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町65番地 西村証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2025年2月18日（火）から2025年2月21日（金）までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定します。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、2025年3月3日（月）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2025年2月14日（金）から2025年2月21日（金）までを予定しておりますが、実際の売出価格等の決定期間は2025年2月18日（火）から2025年2月21日（金）までを予定しております。

したがいまして、

- ① 売出価格等決定日が2025年2月18日（火）の場合、申込期間は「自 2025年2月19日（水） 至 2025年2月20日（木）」、受渡期日は「2025年2月26日（水）」
- ② 売出価格等決定日が2025年2月19日（水）の場合、申込期間は「自 2025年2月20日（木） 至 2025年2月21日（金）」、受渡期日は「2025年2月27日（木）」
- ③ 売出価格等決定日が2025年2月20日（木）の場合、申込期間は「自 2025年2月21日（金） 至 2025年2月25日（火）」、受渡期日は「2025年2月28日（金）」
- ④ 売出価格等決定日が2025年2月21日（金）の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	9,323,600株
SMB C日興証券株式会社	5,387,900株
野村証券株式会社	1,796,600株
みずほ証券株式会社	627,900株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	627,900株
西村証券株式会社	194,800株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	2,693,800株	6,124,839,184	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,693,800株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/news/>）（新聞等）において公表します。売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2025年1月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 （円）	申込期間	申込単位	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2025年 2月25日(火) 至 2025年 2月26日(水) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券株式会社 及びその委託販売 先金融商品取引業 者の本店及び国内 各支店	—	—

(注) 1 株式の受渡期日は、2025年3月3日（月）であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、2,693,800株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年3月21日（金）までの間を行使期間（以下、「グリーンシューオプションの行使期間」という。（注））として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年3月21日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注） グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年2月18日（火）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年2月26日（水）から2025年3月21日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年2月21日（金）から2025年3月21日（金）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2025年2月19日（水）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年2月27日（木）から2025年3月21日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年2月22日（土）から2025年3月21日（金）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2025年2月20日（木）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年2月28日（金）から2025年3月21日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年2月26日（水）から2025年3月21日（金）までの間」
- ④ 売出価格等決定日が2025年2月21日（金）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年3月3日（月）から2025年3月21日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年2月27日（木）から2025年3月21日（金）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

当社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、売出価格等決定日現在において残存しているストックオプションの行使による当社普通株式の交付、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の交付（譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないものに限る。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 自己株式の取得について

当社は、2024年11月14日（木）開催の取締役会において、下記「自己株式取得に係る事項の内容」の通り、当社の株主還元方針に基づく株主還元強化ならびに資本効率の向上を通じ企業価値の向上を図ることを目的として自己株式の取得に係る事項を決議しておりますが、日本取引所自主規制法人による自己株式等の取得に関するガイドラインの趣旨に鑑み、2025年2月10日（月）から引受人の買取引受けによる売出しに係る受渡期日までにつきましては、下記自己株式の取得を差し控えます。

なお、2024年11月15日（金）以後、2025年2月7日（金）までの間において当該決議に基づく自己株式の取得は実施しておりません。

自己株式取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 5,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.71%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2024年11月15日から2025年6月30日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所による市場買付け
①取引一任契約に基づく立会取引市場における買付け
②自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け |

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第1期（自 2023年10月2日 至 2024年3月31日）2024年6月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第2期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月28日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更その他事由はありません。以下の内容は、「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、2025年2月7日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、当社グループの安全かつ健全な経営基盤を確立するため、「統合的リスク管理規程」を定め、総体的に捉えたリスクを当社グループの経営体力（自己資本）と比較・対照する、自己管理型のリスク管理態勢を整備しております。当社は、リスクの種類ごとに主管部を定め、これらが組織横断的に所管するリスクの管理を行うとともに、これらのリスクを経営管理部が統合的に管理することとし、リスク管理の一層の強化、充実に努めております。

また、当社グループは、主要なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）の計量化を進め、これらに対する資本配賦を行っております。リスク量については、半期ごとに見直しを行うリスク管理方針に基づき、配賦資本額をその限度額として管理しており、当社は、算出したリスク量を統合的リスク会議において経営へ報告する体制としております。加えて、リスク包括的なシナリオに基づき、各種リスクが同時に顕在化した場合を想定した統合ストレステストを実施しております。

なお、リスク管理体制の整備状況等については、「第4提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(1) 信用リスク

当社グループは、資産の健全性確保を経営上の最重要課題と認識し、6ヵ月毎の自己査定の実施により、資産の正確な実態把握を行い、現在想定される全ての不良資産について適正な処理を行っております。しかし、わが国の景気の動向、不動産価格の変動、当社グループ融資先の経営状況、及び世界の経済環境の変動等によっては、当社グループの不良債権及び与信関係費用は想定以上に増加する恐れがあります。具体的には、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に超過する可能性があります。また、経済情勢全般の悪化、担保価値の下落、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金の計上にあたり設定していた前提及び見積りを変更せざるを得なくなり、後日、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(2) 市場リスク

当社グループは、預金等による調達資金を主な原資として、貸出金・国債・株式・外貨建資産をはじめとする様々な金融商品等を対象に広範な投融資活動を継続的に行っており、かかる活動に伴うリスクを管理する必要があります。本投融資活動に伴う主要なリスクとしては、特に、金利、株価、為替等の相場の変動が挙げられます。例えば、①景気回復等に伴い市場金利が上昇した場合には、当社グループの貸出金・債券ポートフォリオ（特に中長期の固定金利運用）等の価値が減少（評価損の発生、資金利鞘の縮小等）、②景気悪化等に伴い株価が大幅に下落した場合には、当社グループの株式ポートフォリオ等の価値が減少（減損処理、評価損の発生等）することとなります。また、③外貨建資産・負債について、ネット・ベースで資産超または負債超のポジションが造成されていた場合に、為替相場が変動した場合には、外貨建資産・負債の財務諸表上の価値が減少（円貨建収益の減少等）する可能性があります。

(3) 流動性リスク

当社グループは、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金、有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っています。このため、万一においては当社グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）が発生する可能性があります。また、当社グループには直接の責務がない場合においても、何らかの事由による市場の混乱等のため、市場において取引が出来なくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）が発生する可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

当社グループは、オペレーショナル・リスク管理が重要な経営課題の一つであると位置付け、オペレーショナル・リスクに係る問題点等を一元的に把握・分析し、対応策を組織横断的に協議する体制を整備しております。しかしながら、以下のようなリスクが発生する可能性があります。

①法務リスク

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、取締役会で決定した基本方針、コンプライアンス・プログラム等に基づき、適切な法令等遵守態勢の構築に努めております。しかしながら、業務の遂行に際して、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行等から生じる損失（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金等を含む）を被る可能性があります。

②事務リスク

当社グループは、諸規程を遵守した正確な事務取扱を徹底するとともに、事務処理の自動化・システム化によるチェック機能の強化を図る等、強固な事務処理体制の構築を進めております。しかしながら、役職員が正確な事務を怠る、あるいは不正を行う等により損失を被るリスクが発生する可能性があります。

③情報セキュリティリスク

当社グループは、お客さまに関する情報を含め多くの情報を保有しております。また情報を取得、蓄積する仕組みとして、かつ蓄積された膨大な情報を有効に活用するため、各種の情報システムを構築しております。これらの情報資産（情報と情報システム）を適切に保護し管理することは当社グループの社会的責任であり、お客さまの保護及び利便性向上の観点から極めて重要となっております。これらの状況に対応するため、情報資産の保護に向けての安全対策に関する基本方針として「情報セキュリティポリシー」を、また、より具体的な安全対策基準として「情報セキュリティスタンダード」を制定し、当社グループ各社の本部・営業店に情報セキュリティ管理責任者を設置するなど、万全の管理体制を構築するとともに、お客さまに関する情報の管理の徹底に努めております。しかしながら、以下のようなリスクが発生する可能性があります。

イ. 情報リスク

当社グループでは、保有する膨大な情報を適切に管理するため、保護すべき情報を重要度に応じて分類し、重要度が高い情報に対してはその重要度に応じた管理方法を定めるなど、情報保護の徹底に努め、安全管理対策を積極的に実施しております。しかしながら、「情報」の喪失・改ざん・不正使用・外部への漏洩等により損失を被るリスクが発生する可能性があります。

ロ. システムリスク

当社グループは、コンピュータシステムの重要性に鑑み、コンピュータセンターの被災に備えたバックアップセンターの整備や継続的なサイバーセキュリティ対策等を実施し、体制整備に努めるとともに、情報セキュリティポリシーに則した運用を徹底しております。しかしながら、予期せぬコンピュータシステムのダウンや誤作動等、「情報システム」の不備やサイバー攻撃等によりコンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクが発生する可能性があります。

④人的リスク

当社グループは、働きやすい職場環境の確保と健全な職場環境の維持に努めております。しかしながら、予期せぬ人事管理上の問題、不適切な職場労働環境、差別的な行為等により損失を被るリスクが発生する可能性があります。

⑤有形資産リスク

当社グループは、様々な事故や災害等に備え、「非常事態対策本部設置規程」及び「災害等危機管理規程」等を整備し、有形資産リスクの顕在化防止に努めております。しかしながら、自然災害、社会インフラの停止、感染症の感染拡大、テロ等の外部事象が発生した結果、または業務上の有形資産の毀損等により、当社グループの業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) マネー・ローndリング等リスク

当社グループは、マネー・ローndリング、テロ資金供与、拡散金融防止を経営の最重要課題の一つと位置付け、取締役会で決定した基本方針、運営方針等に基づき、マネー・ローndリング等対策の高度化に取り組んでおります。しかしながら、マネー・ローndリング等対策の不備等を契機として、当社グループで行う業務がマネー・ローndリング等に利用され、内外の金融当局から制裁等が科せられる、あるいは取引先や金融機関等から取引を解消され、当社グループの業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 評判リスク

当社グループは、積極的な情報開示を進めるとともに、評判リスクの顕在化に繋がるまたはその恐れがあるリスク情報の早期収集や顕在化防止のための対応体制を構築しております。また、万一リスクが顕在化した場合や顕在化の恐れがある場合の対応策を定め、評判リスクの抑止・極小化に努めております。しかしながら、マスコミ報道やインターネットを通じた情報等がきっかけとなり、市場やお客さまの間で事実と異なる風説・風評が流布し、当社グループの評判が悪化することにより損害を被るリスクが発生する可能性があります。

(7) 自己資本比率

当社及び株式会社京都銀行は、現在、海外営業拠点を有しておりませんので、銀行法第52条の25及び銀行法第14条の2の規定等に基づき、当社は連結、株式会社京都銀行は連結及び単体の自己資本比率を国内基準（4%）以上に維持しなければなりません。自己資本比率がそれぞれ求められている水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

なお、当社グループの自己資本比率に影響を与える要因には、以下のものが含まれます。

- ・不良債権の処理や債務者の信用力の悪化に際して生じうる与信関係費用や信用リスクアセットの増加
- ・金利の上昇や株価の下落を起因とした資金利鞘の悪化並びに減損処理の発生
- ・為替レートの不利益な変動
- ・当社グループが将来の課税所得の予測・仮定に基づき計上している繰延税金資産の額を変更せざるを得ないと判断し、減額した場合
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更、並びに会計上の諸法令等の変更
- ・その他、本項記載の当社グループにとって不利益な事象が顕在化した場合

(8) 当社グループの業績等に影響しうる他の要因

①競争に伴うリスク

近年の金融制度の規制緩和に伴い、業態を超えた競争が激化してきております。当社グループがこうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当社グループの事業、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

②当社グループの営業戦略が奏功しないリスク

当社グループは、収益力強化のために様々な営業戦略を実施しておりますが、以下のような要因が生じた場合には、これらの戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ・貸出金の量の増大が進まないこと
- ・既存の貸出金についての利鞘拡大が進まないこと
- ・手数料収入の増加が期待通りの結果とならないこと
- ・経営の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと

③特定地域の経済動向に影響を受けるリスク

当社グループは特定の地域（京都府）を主な営業基盤としているため、これに起因する地域特性に係るリスクが想定されます。

④格付け低下のリスク

外部格付け機関が当社グループの格付けを引き下げた場合、当社グループの資本・資金調達等において不利な条件を承諾せざるを得なくなったり、一定の取引を行うことが出来なくなる可能性があります。

⑤退職給付債務に係るリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金数理計算上設定される前提条件に基づき算出されています。これらの前提、仮定等に変更があった場合や、実際の年金資産の時価が下落した場合などには、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥固定資産の減損会計に係るリスク

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準及びその適用指針を適用しており、所有する固定資産の収益性の低下や価格の下落等により、減損損失が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦各種規制の変更に伴うリスク

将来における規制、法律、政策、実務慣行、解釈等の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社グループの事業や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧感染症の流行に係るリスク

感染症の流行によって当社グループ役職員の感染者が増加する等により、業務継続に支障をきたす可能性があります。万一、当社グループの業務の全部又は一部が停止した場合は、当社グループの業績及び財政状態等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、感染症の影響が経済・市場全体に波及し、当社グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスクが増加する、あるいは当該リスクが顕在化することにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨気候変動に関するリスク

当社グループの気候変動に関するリスクとしては、水害等の自然災害の発生により取引先や当社グループの資産が毀損する「物理的リスク」と、脱炭素社会への移行において法規制の変更や需給バランスの変化等により、取引先の業績が悪化する「移行リスク」を認識しております。これらのリスクが顕在化した場合、与信関係費用の増加や営業活動の縮小等を通じて当社グループの業績や財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループではサステナビリティ経営のもと、事業活動を通じた社会課題・環境問題の解決に取り組むとともに、2021年10月に前身の京都銀行グループにて賛同を表明した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言の趣旨に沿った情報開示に取り組んでおりますが、当社グループの気候変動に関する取組みや情報開示が不十分と見做された場合には、当社グループの企業価値の毀損に繋がる可能性があります。

⑩持株会社体制の収益構造に関するリスク

当社は、銀行持株会社であるため、その収入の大部分を株式会社京都銀行から受領する配当等に依存しております。一定の状況下で、様々な規制上又は契約上の制限により、その金額が制限される場合があります。また、株式会社京都銀行が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主に対する配当の支払いができない可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社京都フィナンシャルグループ 本店
(京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社京都フィナンシャルグループ
代表者の役職氏名	代表取締役社長 土井伸宏

- 1 当社は2024年6月28日に第1期の有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は2023年10月2日に株式移転により設立された株式移転設立完全親会社であり、株式移転完全子会社である株式会社京都銀行は、当該株式移転の日の前日（2023年10月1日）において、以下のとおり、金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（適格株式移転完全子会社）であります。
 - (1) 株式会社京都銀行は、1年間継続して有価証券報告書を提出してあります。
 - (2) 株式会社京都銀行の発行する株券は、当該株式移転の前日（2023年9月28日）まで東京証券取引所に上場されておりました。
 - (3) 株式会社京都銀行の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上でありました。

・株式会社京都銀行	3年平均上場時価総額	473,549百万円
(2021年8月31日の上場時価総額)		
東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
4,870円 ×	75,840,688株 =	369,344百万円
(2022年8月31日の上場時価総額)		
東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
5,440円 ×	75,840,688株 =	412,573百万円
(2023年8月31日の上場時価総額)		
東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
8,422円 ×	75,840,688株 =	638,730百万円

以上のことから、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の3第3項及び第9条の4第4項、企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）5-27（継続開示の特例）及び5-28（適格完全子会社の特例）により、適格株式移転完全子会社である株式会社京都銀行が継続して有価証券報告書を提出していたことを準用し、継続開示の特例を適用しております。

- 3 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。（新規上場日 2023年10月2日）
- 4 当社の発行済株券は、基準時上場時価総額が250億円以上であります。

683,340百万円

(参考)

(2024年10月31日の上場時価総額)		
東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
2,267.5円 ×	301,362,752株 =	683,340百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要（2024年12月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社 11 社及び持分法適用会社 1 社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、証券業務等の金融サービスに係る事業を主として行っております。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 49 条第 2 項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

また、当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、セグメント情報の記載を省略しているため、事業区分は「銀行業」と「その他」としております。

株式会社 京都ファイナ ンシャルグル ープ	(銀行業)
	株式会社京都銀行…本店・支店168、出張所6、海外駐在員事務所4
	(その他)
	株式会社京都フィナンシャルグループ 連結子会社 <ul style="list-style-type: none">・ 烏丸商事株式会社 (不動産管理・賃貸業務、役職員への商品等斡旋業務、ECモールの運営)・ 京銀リース株式会社 (リース業務)・ 京都クレジットサービス株式会社 (クレジットカード業務)・ 京銀カードサービス株式会社 (クレジットカード業務)・ 株式会社京都総研コンサルティング (コンサルティング業務、経済調査・研究業務)・ 京銀証券株式会社 (金融商品取引業務)・ 京都キャピタルパートナーズ株式会社 (投資業務)・ きょうと事業再生債権回収株式会社 (債権管理回収業務)・ 積水リース株式会社 (リース業務)
	株式会社京都銀行 連結子会社 <ul style="list-style-type: none">・ 京都信用保証サービス株式会社 (信用保証業務)
	株式会社京都銀行 持分法適用関連会社 <ul style="list-style-type: none">・ スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 (投資運用業務)

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

		2023 年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
連結経常収益	百万円	137,691
うち連結信託報酬	百万円	7
連結経常利益	百万円	43,574
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	31,572
連結包括利益	百万円	177,237
連結純資産額	百万円	1,141,082
連結総資産額	百万円	11,576,552
1 株当たり純資産額	円	3,904.91
1 株当たり当期純利益	円	106.55
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	106.47
自己資本比率	%	9.85
連結自己資本利益率	%	2.96
連結株価収益率	倍	25.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△36,759
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△175,561
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△25,446
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	929,545
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員]	人	3,473 [412]
信託財産額	百万円	3,990

(注) 1 当社は、2023 年 10 月 2 日設立のため、2022 年度以前の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 2023 年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社京都銀行の連結財務諸表を引き継いで作成しております。従って 2023 年度には、株式会社京都銀行の第 2 四半期連結累計期間が含まれております。

3 2024 年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。2023 年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は株式会社京都銀行 1 社であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第 1 期
決算年月		2024 年 3 月
営業収益	百万円	11,941
経常利益	百万円	11,048
当期純利益	百万円	11,059
資本金	百万円	40,000
発行済株式総数	千株	303,362
純資産額	百万円	479,644
総資産額	百万円	479,790
1株当たり純資産額	円	1,640.98
1株当たり配当額 (内 1株当たり中間配当額)	円 (円)	35.00 (-)
1株当たり当期純利益	円	37.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	37.43
自己資本比率	%	99.92
自己資本利益率	%	2.30
株価収益率	倍	73.70
配当性向	%	93.43
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員]	人	19 [-]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	% (%)	129.5 (121.0)
最高株価	円	2,931 (9,230)
最低株価	円	2,144 (7,954)

- (注) 1 当社は、2023 年 10 月 2 日設立のため、2023 年 3 月期以前の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 2024 年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 1 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。
- 3 第 1 期の 1 株当たり配当額 35.00 円のうち 15.00 円は当社設立記念配当であります。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 当社は 2023 年 10 月 2 日設立のため、株主総利回りについては、設立後の株価を基準に算出しております。
- 6 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。ただし、当社は 2023 年 10 月 2 日付で東京証券取引所プライム市場に上場したため、それ以前の株価については該当事項がありません。
- 7 2024 年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 1 期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

株式移転に関する情報

会社名	株式会社京都フィナンシャルグループ
代表者の役職氏名	代表取締役社長 土井伸宏

- 1 株式移転の日の前日（2023年10月1日）における当社の株式移転完全子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金、事業の内容および株主数は以下のとおりです。

なお、当社の適格株式移転完全子会社は株式会社京都銀行であります。

名称	株式会社京都銀行
住所	京都市下京区烏丸通松原上 る薬師前町700番地
代表者の氏名	取締役頭取 安井 幹也
資本金	42,103百万円
事業の内容	銀行業務を中心に、信用保 証業務、リース業務、クレ ジットカード業務、証券業 務等の金融サービス
株主数	9,746人

2 当該株式移転の目的

株式会社京都銀行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命とし、質の高い金融サービス・ソリューションの提供を通じて、地域の活性化、課題の解決に取り組んでまいりました。

一方で、人口減少等の社会的課題に加え、DXへの対応やカーボンニュートラルの実現等の新たな社会的課題を有する中で、地域社会・お客さまが抱える課題も多様化・複雑化しており、株式会社京都銀行グループが地域の活性化に貢献し、ともに成長を続けていくために果たすべき役割も大きく変化しております。

こうしたことから、金融機能の深化に加えて非金融機能の積極的な拡充により、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとなるべく、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携」、および「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」を目的とし、持株会社体制へ移行することといたしました。

2023年4月にスタートした新・第1次中期経営計画「New Stage 2023」で定めた、長期的に目指す姿である「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる持続可能なビジネスモデルを確立することで、全てのステークホルダー（お客さま・地域社会・株主・従業員）に対する企業価値の向上を目指してまいります。

3 当該株式移転の方法および当該株式移転に係る当該適格株式移転完全子会社の株主総会の決議内容

2023年6月29日に開催された株式会社京都銀行の定時株主総会における当該株式移転に係る決議の内容（株式移転の内容を含む）は別添1のとおりです。

また別添2記載の各資料を参考資料としておりますが、別添2記載の各資料につきましては、その内容を省略しております。

別添1 (株式会社京都銀行 株主総会決議)

当行は、2023年10月2日(予定)を効力発生日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社京都フィナンシャルグループ」(以下「持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)について、本株式移転に関する株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を作成のうえ、2023年5月12日開催の当行取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主のみなさまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由および目的その他

(1) 本株式移転の理由および目的

当行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命とし、質の高い金融サービス・ソリューションの提供を通じて、地域の活性化、課題の解決に取り組んでまいりました。

一方で、人口減少等の社会的課題に加え、DXへの対応やカーボンニュートラルの実現等の新たな社会的課題を有する中で、地域社会・お客さまが抱える課題も多様化・複雑化しており、当行グループが地域の活性化に貢献し、ともに成長を続けていくために果たすべき役割も大きく変化しております。

こうしたことから、金融機能の深化に加えて非金融機能の積極的な拡充により、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとなるべく、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携」、および「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」を目的とし、持株会社体制へ移行することといたしました。

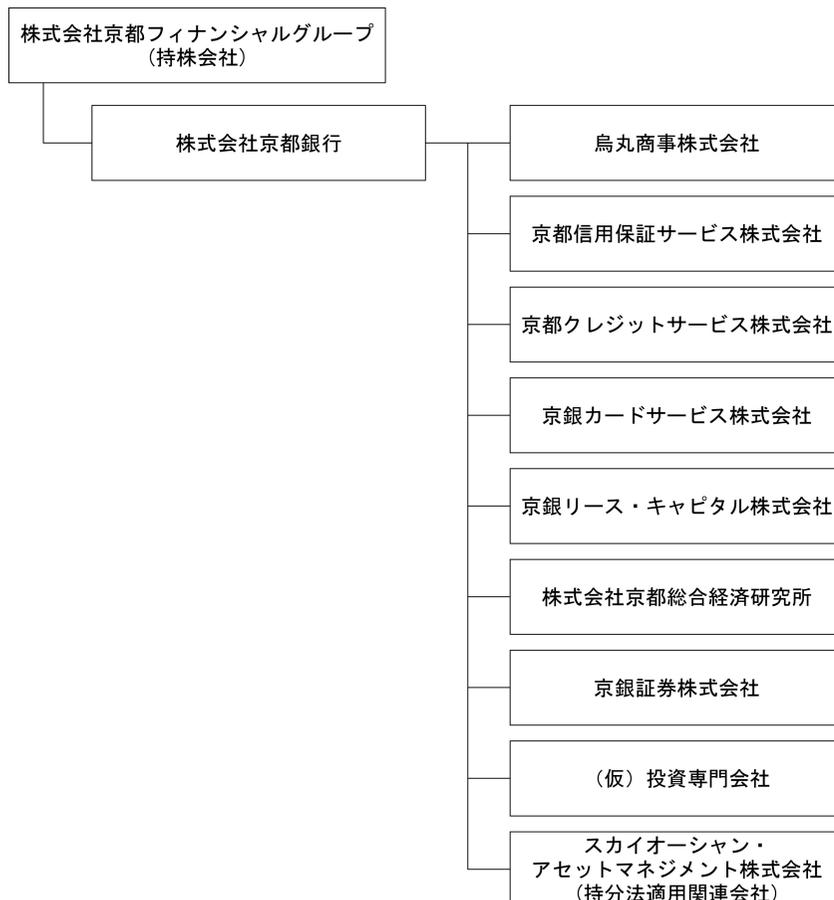
今年4月にスタートした新・第1次中期経営計画「New Stage 2023」で定めた、長期的に目指す姿である「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる持続可能なビジネスモデルを確立することで、全てのステークホルダー(お客さま・地域社会・株主・従業員)に対する企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 持株会社体制移行の手順

当行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

[第1段階：単独株式移転による持株会社設立]

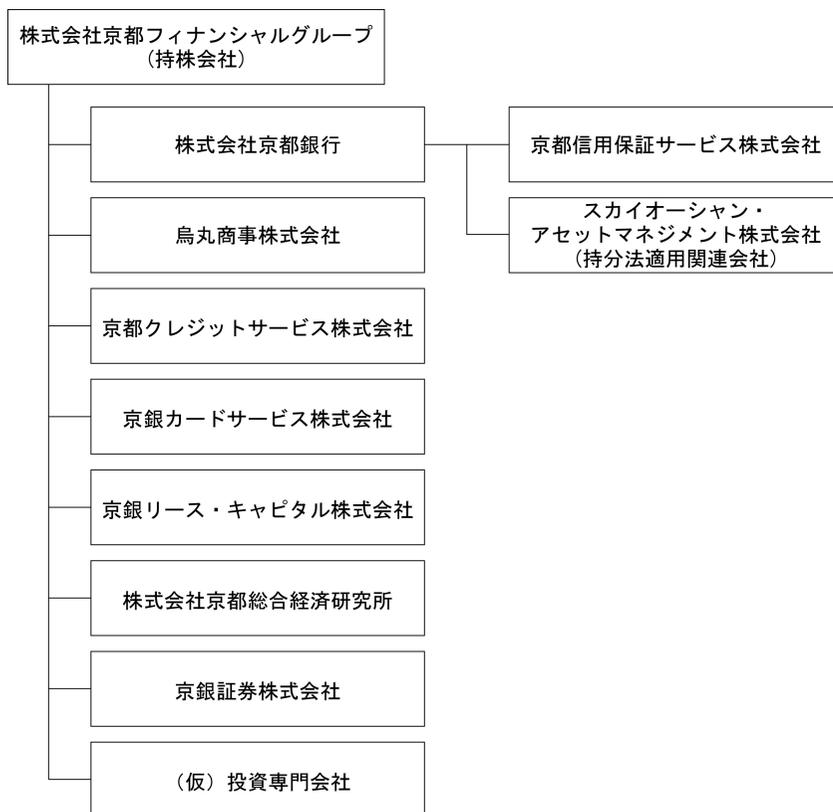
2023年10月2日を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当行は、持株会社の完全子会社となります。



(注) 投資専門会社は、2023年9月に設立する予定です。

[第2段階：グループ内事業会社の再編]

持株会社設立後、グループ内の連携やシナジーの一層の強化等の観点から、当行の連結子会社である、烏丸商事株式会社、京都クレジットサービス株式会社、京銀カードサービス株式会社、京銀リース・キャピタル株式会社、株式会社京都総合経済研究所、京銀証券株式会社、投資専門会社（仮）の7社について、当行が保有する全株式を、持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(3) その他

持株会社は経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に迅速な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社とし、攻めと守りの両面からグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

なお、本株式移転に伴い、当行は持株会社の完全子会社となるため、当行株式は上場廃止となりますが、株主のみなさまに当行株式の対価として交付される持株会社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への上場申請を行う予定であります。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2023年10月2日を予定しており、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社京都銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める 事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社京都フィナンシャルグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社京都フィナンシャルグループ」と称し、英文では、「Kyoto Financial Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、京都市とし、本店の所在場所は、京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

2 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社京都フィナンシャルグループ定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 取締役 | 土井 伸宏 |
| (2) 取締役 | 幡 宏幸 |
| (3) 取締役 | 安井 幹也 |
| (4) 取締役 | 奥野 美奈子 |
| (5) 取締役 | 羽瀨 完司 |
| (6) 取締役 | 本政 悦治 |

2 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 取締役 | 岩橋 俊郎 |
| (2) 社外取締役 | 大藪 千穂 |
| (3) 社外取締役 | 植木 英次 |
| (4) 社外取締役 | 中務 裕之 |
| (5) 社外取締役 | 田中 素子 |

- 3 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

- 2 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
400億円
- (2) 資本準備金の額
100億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑬までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社京都銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
②	株式会社京都銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載
③	株式会社京都銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④	株式会社京都銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載
⑤	株式会社京都銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥	株式会社京都銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦	株式会社京都銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載
⑧	株式会社京都銀行 第8回新株予約権	別紙2-⑧-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2 記載
⑨	株式会社京都銀行 第9回新株予約権	別紙2-⑨-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙2-⑨-2 記載
⑩	株式会社京都銀行 第10回新株予約権	別紙2-⑩-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙2-⑩-2 記載
⑪	株式会社京都銀行 第11回新株予約権	別紙2-⑪-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙2-⑪-2 記載
⑫	株式会社京都銀行 第12回新株予約権	別紙2-⑫-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙2-⑫-2 記載
⑬	株式会社京都銀行 第13回新株予約権	別紙2-⑬-1 記載	株式会社京都フィナンシャルグループ 第13回新株予約権	別紙2-⑬-2 記載

各内容欄に記載した別紙2は、「第120期定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>」に記載しております。

- 2 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表

の①から⑩までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権を1個割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2023年10月2日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2023年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。)が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第12条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2023年5月12日

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社京都銀行
取締役頭取 土井 伸宏

株式会社京都フィナンシャルグループ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社京都フィナンシャルグループと称する。英文では、Kyoto Financial Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 監査等委員である取締役の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

- 第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

- 第24条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第25条 当会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

- 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第32条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2024年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

- 第2条 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額は年額500百万円以内とする。
- 2 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員の報酬等の総額は年額100百万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 対価の総数および割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当行の株主のみなさまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株式制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社である持株会社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主のみなさまに不利益を与えないことを第一義として、株主のみなさまが保有する当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記ハ.のとおり、本株式移転は当行単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴うものではなく、相当であると判断しております。

ホ. 株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式75,840,688株を予定しております。

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。なお、基準時において当行が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当行は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

② 資本金および準備金等の額の相当性に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金および準備金については、以下のとおりであります。

資本金の額	400億円
資本準備金の額	100億円
利益準備金の額	0円

上記の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的および規模ならびに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め相当性に関する事項

本株式移転において、当行の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権とほぼ同等の内容のものであり、かつ当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

当行の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は現在のところ生じておりません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 株 式 数	割 り 当 て ら れ る 持 株 会 社 の 株 式 数
と い のぶひろ 土井 伸宏 (1956年4月25日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1980年4月 当行入行 2007年6月 同 取締役人事部長 2008年6月 同 常務取締役 2010年6月 同 常務取締役本店営業部長 2012年6月 同 常務取締役 2015年6月 同 取締役頭取（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>土井伸宏氏は、当行の経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	11,614株	11,614株
は た ひろゆき 幡 宏幸 (1963年4月16日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1987年4月 当行入行 2018年6月 同 取締役生産性革新本部事務局長 2019年6月 同 常務取締役（現職） イノベーション・デジタル戦略部、事務統轄部、業務サポート部、システム部担当</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>幡 宏幸氏は、当行の経営管理部門、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部店長を歴任し、2019年6月から常務取締役を務め、イノベーション・デジタル部門、事務・システム部門等の担当役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	7,182株	7,182株
や す い みきや 安井 幹也 (1965年2月8日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1987年4月 当行入行 2017年6月 同 取締役 2018年6月 同 常務取締役本店営業部長 2021年6月 同 常務取締役（現職） グループ戦略総括、秘書室、人事総務部、金融大学校担当</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>安井幹也氏は、当行の経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2018年6月から常務取締役を務め、営業部門、経営管理部門、人事部門、市場金融部門、グループ戦略等の担当役員を務め、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	6,502株	6,502株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の株式数
おくの みなこ 奥野 美奈子 (1966年2月23日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1989年4月 当行入行 2018年6月 同 公務・地域連携部長 2019年6月 同 執行役員(公務・地域連携部長委嘱) 2022年6月 同 取締役(現職) 公務・地域連携部、国際営業部、 海外駐在員事務所担当</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>奥野美奈子氏は、当行の営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2022年6月から取締役に就任するなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	4,200株	4,200株
はぶち かんじ 羽瀨 完司 (1969年3月10日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1993年4月 当行入行 2015年6月 同 下鴨支店長 2017年6月 同 人事総務部長 2021年6月 同 執行役員(人事総務部長委嘱)(現職)</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>羽瀨完司氏は、当行の営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2021年6月から執行役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	1,588株	1,588株
もとまさ えつじ 本政 悦治 (1969年12月5日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1993年4月 当行入行 2013年8月 同 精華町支店長 2016年6月 同 広報部長 2017年6月 同 経営企画部長兼経営企画部広報調査室長 2020年4月 同 経営企画部長 2021年6月 同 執行役員(経営企画部長委嘱)(現職)</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>本政悦治氏は、当行の営業部門、経営管理部門の部店長を歴任し、2021年6月から執行役員を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>	2,346株	2,346株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2023年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害(法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当するものを除く。)が填補されることとなります。なお、被保険者の保険料は持株会社が全額負担いたします。各候補者が持株会社の取締役(監査等委員である者を除く。)に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の株式数
<p>いわはし としろう 岩橋 俊郎 (1961年12月12日生)</p>	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1986年4月 当行入行 2014年6月 同 取締役三条支店長 2015年6月 同 取締役融資審査部長 2016年6月 同 常務取締役本店営業部長 2018年6月 同 常務取締役 2022年6月 同 専務取締役(現職) リスク統轄部、監査部担当</p> <p>[取締役候補者とした理由] 岩橋俊郎氏は、当行の経営管理部門、営業部門の部店長を務めた後、当行の経営管理部門、営業部門、融資審査部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2022年6月から専務取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。</p>	7,787株	7,787株
<p>おおやぶ ちは 大藪 千穂 (1962年3月15日生)</p>	<p>[略歴、当行における地位および担当] 1994年4月 岐阜大学 教育学部助教授 2010年4月 同 教育学部教授(現職) 2019年4月 兵庫教育大学 連合大学院教授(現職) 2020年6月 当行取締役(現職) 2021年4月 東海国立大学機構 岐阜大学 副学長(現職)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 大藪千穂氏は、家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しております。 2020年6月から当行社外取締役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の株式数
うえき えいじ 植木 英次 (1958年6月18日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> 1981年4月 日本電信電話公社 (現：日本電信電話株式会社)入社 2009年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員 2013年6月 同 取締役執行役員 2014年6月 同 取締役常務執行役員 2016年6月 同 代表取締役常務執行役員 2017年6月 同 代表取締役副社長執行役員 2018年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社 代表取締役社長 2021年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社 代表取締役社長 2021年6月 当行取締役(現職) 2022年4月 株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長(現職) 2022年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社 取締役(現職) <p><重要な兼職の状況> 株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー 代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 植木英次氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて要職を歴任し、現在は株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長、エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役を務めております。2021年6月から当行社外取締役に在任しており、これら企業経営者としての豊富な経験とシステム分野の専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	100株	100株
なかつかさ ひろゆき 中務 裕之 (1957年12月21日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> 1984年9月 公認会計士登録 1988年10月 税理士登録 1989年11月 中務公認会計士・税理士事務所設立、 同事務所代表(現職) 2007年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 2007年7月 日本公認会計士協会副会長 2009年6月 株式会社大阪証券取引所社外監査役 2012年2月 フルサト工業株式会社社外監査役 2013年1月 株式会社日本取引所グループ社外取締役 2015年6月 日本合成化学工業株式会社社外監査役 2015年6月 フルサト工業株式会社社外取締役 2021年6月 当行監査役(現職) 2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社 社外取締役(現職) <p><重要な兼職の状況> フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 中務裕之氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有しております。2021年6月から当行社外監査役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の株式数
たなか ちとこ 田中 素子 (1958年4月22日生)	<p>[略歴、当行における地位および担当]</p> <p>1988年4月 検事任官 2015年7月 松江地方検察庁検事正 2016年9月 最高検察庁検事 2017年7月 水戸地方検察庁検事正 2018年2月 京都地方検察庁検事正 2019年7月 神戸地方検察庁検事正 2020年11月 弁護士登録(大阪弁護士会) 片山・平泉法律事務所 客員弁護士(現職) 2021年6月 当行監査役(現職)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 田中素子氏は、長年にわたる検察官としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知識を有しております。2021年6月から当行社外監査役に在任しており、これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>	100株	100株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2023年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 大藪千穂、植木英次、中務裕之および田中素子の各氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
4. 持株会社の社外取締役候補者が当行の社外取締役または社外監査役に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- ①大藪千穂氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- ②植木英次氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ③中務裕之氏は、現在、当行の社外監査役であり、当行の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ④田中素子氏は、現在、当行の社外監査役であり、当行の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 大藪千穂、田中素子の両氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、「社外取締役候補者とした理由および期待される役割等」に記載のとおり、持株会社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。
6. 植木英次氏は、2018年6月まで、当行の特定関係事業者(主な取引内容は、システム運営委託等および通常の銀行取引)である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありましたが、当社からみた当行との取引額は直近事業年度の連結売上高の1%未満で、また、当行からみた当社との取引額は直近事業年度の連結業務粗利益の1%未満であり、その他相互に寄附、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が株式会社エヌ・ティ・ティ・データの役職員を辞してから約5年が経過しており、現時点において当社との間に何らの関係もありません。以上により、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。
7. 田中素子氏は、2023年6月28日開催の関西電力株式会社の第99回定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。
8. 本議案が承認可決された場合には、大藪千穂、植木英次、中務裕之および田中素子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
9. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、大藪千穂、植木英次、中務裕之および田中素子の各氏との間で、法令に規定する額を限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
10. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害(法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当するものを除く。)が填補されることとなります。なお、被保険者の保険料は持株会社が全額負担いたします。各候補者

が持株会社の監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

11. 大藪千穂、植木英次の両氏は、第2号議案において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第2号議案により両氏が当行の社外取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2023年10月1日予定）をもって、当行の社外取締役を辞任し、本持株会社の監査等委員である取締役に就任する予定であります。
12. 中務裕之、田中素子の両氏は、現在、当行の社外監査役であります。本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2023年10月1日予定）をもって、当行の社外監査役を辞任し、本持株会社の監査等委員である取締役に就任する予定であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事業所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
沿 革	1968年5月 等松・青木・津田・塚田・青木・宇野・月下部会計事務所設立 1969年2月 等松・青木監査法人に名称変更 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> （現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>）へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
監査関与会社	3,244社（2022年5月末現在）	
資本金	1,138百万円（2023年2月末日現在）	
構成員	社員（公認会計士）	486名
	特定社員	59名
	公認会計士	2,586名
	公認会計士試験合格者等	1,176名
	その他専門職	3,142名
	事務職	85名
	合計	7,534名
	（2023年2月末日現在）	

（注）有限責任監査法人トーマツを持株会社の会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

別添 2

- 別紙2-①-1 株式会社京都銀行第 1 回新株予約権の内容
- 別紙2-①-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 1 回新株予約権の内容
- 別紙2-②-1 株式会社京都銀行第 2 回新株予約権の内容
- 別紙2-②-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 2 回新株予約権の内容
- 別紙2-③-1 株式会社京都銀行第 3 回新株予約権の内容
- 別紙2-③-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 3 回新株予約権の内容
- 別紙2-④-1 株式会社京都銀行第 4 回新株予約権の内容
- 別紙2-④-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 4 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑤-1 株式会社京都銀行第 5 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑤-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 5 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑥-1 株式会社京都銀行第 6 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑥-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 6 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑦-1 株式会社京都銀行第 7 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑦-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 7 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑧-1 株式会社京都銀行第 8 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑧-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 8 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑨-1 株式会社京都銀行第 9 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑨-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第 9 回新株予約権の内容
- 別紙2-⑩-1 株式会社京都銀行第10回新株予約権の内容
- 別紙2-⑩-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権の内容
- 別紙2-⑪-1 株式会社京都銀行第11回新株予約権の内容
- 別紙2-⑪-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権の内容
- 別紙2-⑫-1 株式会社京都銀行第12回新株予約権の内容
- 別紙2-⑫-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権の内容
- 別紙2-⑬-1 株式会社京都銀行第13回新株予約権の内容
- 別紙2-⑬-2 株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権の内容

2025年3月期第3四半期連結会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）の業績の概要

2025年2月7日に公表した経営成績等の概況並びに2025年3月期第3四半期連結会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成したものであり、監査法人より期中レビュー報告書を受領しております。

なお、金額の表示については、百万円未満を切捨てて表示しております。

1. 経営成績等の概況

(1) 当四半期連結累計期間の経営成績の概況

連結経営成績につきましては、経常収益は貸出金利息や有価証券利息配当金を中心とした資金運用収益の増加などにより、前年同期比202億32百万円増加し1,292億46百万円となりました。また、経常費用は、預金金利の引き上げなどに伴う資金調達費用の増加などにより、前年同期比178億15百万円増加し838億89百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比24億16百万円増加し453億56百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比8億46百万円増加し324億25百万円となりました。

(2) 当四半期連結累計期間の財政状態の概況

連結財政状態につきましては、預金及び譲渡性預金は前連結会計年度末比523億円減少の9兆3,130億円、貸出金は前連結会計年度末比4,862億円増加の7兆2,037億円となりました。有価証券については、前連結会計年度末比1,069億円増加の3兆4,435億円となり、うち時価会計に伴う評価差額（含み益）は8,569億円となりました。

また、総資産は前連結会計年度末比2,761億円増加の11兆8,526億円となり、純資産は前連結会計年度末比346億円減少の1兆1,063億円となりました。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
現金預け金	962,778	751,526
コールローン及び買入手形	368,746	251,643
買入金銭債権	15,786	17,094
商品有価証券	221	1,245
金銭の信託	6,226	6,304
有価証券	3,336,568	3,443,556
貸出金	6,717,532	7,203,755
外国為替	9,013	7,681
リース債権及びリース投資資産	13,717	36,710
その他資産	79,048	60,739
有形固定資産	76,590	78,622
無形固定資産	3,416	7,169
退職給付に係る資産	—	70
繰延税金資産	1,046	1,085
支払承諾見返	20,519	18,957
貸倒引当金	△34,660	△33,493
資産の部合計	11,576,552	11,852,671
負債の部		
預金	8,821,977	8,834,185
譲渡性預金	543,348	478,831
コールマネー及び売渡手形	1,714	—
債券貸借取引受入担保金	500,070	645,399
借入金	193,750	425,360
外国為替	743	239
信託勘定借	3,990	4,040
その他負債	59,382	69,925
退職給付に係る負債	23,592	22,381
睡眠預金払戻損失引当金	157	157
偶発損失引当金	761	903
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	262,112	242,546
再評価に係る繰延税金負債	3,349	3,346
支払承諾	20,519	18,957
負債の部合計	10,435,470	10,746,275
純資産の部		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金	41,875	37,473
利益剰余金	441,188	454,591
自己株式	△24,654	△20,168
株主資本合計	498,409	511,897
その他有価証券評価差額金	645,029	596,104
繰延ヘッジ損益	28	345
土地再評価差額金	△2,699	△2,668
退職給付に係る調整累計額	105	482
その他の包括利益累計額合計	642,464	594,263
新株予約権	208	193
非支配株主持分	—	40
純資産の部合計	1,141,082	1,106,395
負債及び純資産の部合計	11,576,552	11,852,671

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
経常収益	109,013	129,246
資金運用収益	77,656	88,334
(うち貸出金利息)	39,065	46,845
(うち有価証券利息配当金)	33,241	36,511
信託報酬	3	2
役務取引等収益	17,630	19,333
その他業務収益	6,691	15,424
その他経常収益	7,032	6,151
経常費用	66,073	83,889
資金調達費用	12,075	19,679
(うち預金利息)	9,506	12,135
役務取引等費用	4,757	5,436
その他業務費用	4,557	11,824
営業経費	42,837	45,684
その他経常費用	1,845	1,264
経常利益	42,940	45,356
特別利益	1,108	67
固定資産処分益	1,108	67
特別損失	251	423
固定資産処分損	177	398
減損損失	73	24
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
税金等調整前四半期純利益	43,796	45,000
法人税、住民税及び事業税	10,509	10,918
法人税等調整額	1,642	1,641
法人税等合計	12,151	12,559
四半期純利益	31,644	32,440
非支配株主に帰属する四半期純利益	66	15
親会社株主に帰属する四半期純利益	31,578	32,425

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
四半期純利益	31,644	32,440
その他の包括利益	91,005	△48,231
其他有価証券評価差額金	90,669	△48,924
繰延ヘッジ損益	△118	316
退職給付に係る調整額	455	377
四半期包括利益	122,650	△15,790
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	122,488	△15,806
非支配株主に係る四半期包括利益	161	15

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報等の注記)

当社グループの報告セグメントは、銀行業のみであります。報告セグメントに含まれていない事業セグメントについては、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
減価償却費	2,443百万円	3,106百万円
のれんの償却額	一百万円	153百万円

(企業結合等関係)

(株式取得による会社の買収)

当社は2024年2月29日付で締結した株式譲渡契約に基づき、2024年6月3日付で積水リース株式会社の株式を取得し、同社を子会社化いたしました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 積水リース株式会社
事業内容 総合リース業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、ソリューション機能の拡充に取り組んでおります。

積水リース株式会社は、積水化学工業グループを主要顧客としてリース事業を安定的に行っているリース会社であり、本株式取得は、当社グループにおけるリース事業の拡大につながるとともに、当社の子会社である京銀リース株式会社と積水リース株式会社の保有するノウハウや取引基盤等を相互に活かすことで、ソリューション機能の充実を図り、お客さまの経営課題の解決、当社グループの更なる企業価値向上に努めてまいります。

(3) 企業結合日

2024年6月3日

(4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
変更ありません。

(6) 取得した議決権比率
90.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価として株式を取得することによるものです。

2 四半期連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年6月30日をみなし取得日としているため、2024年7月1日から2024年12月31日までの業績が含まれております。

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,293百万円
取得原価		3,293百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	118百万円
-----------	--------

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

3,067百万円

なお、上記金額は、企業結合日における識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であり、取得原価の配分が完了していないため、暫定的な金額であります。

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったことによるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

効果の及ぶ期間にわたり定額法で償却します。なお、償却期間については取得原価の配分結果を踏まえて決定いたします。

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産の部合計	50,330百万円
うちリース債権及びリース投資資産	20,849百万円

(2) 負債の額

負債の部合計	50,085百万円
うち借入金	48,260百万円

なお、上記金額は、企業結合日における識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であり、取得原価の配分が完了していないため、暫定的な金額であります。

- 7 企業結合が当第3四半期連結累計期間開始の日に完了したと仮定した場合の当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
影響は軽微であります。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月3日

株式会社京都フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 圭介

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 下井田 晶代

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社京都フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され

る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

